

資産を増やして相続税を払う

税理士 村田顕吉朗

今 年1月1日に相続税の大増税が施行され、世間では相続税への関心が高まっています。パチンコホール

企業でも相続税への関心は高いと思いますが、実際に相続対策をしている方は驚くほど少ないのが現状です。

図1は我が国の平均的な財産所有状況です。自宅と少しの金融資産という構成が一般的で、不動産の割合は70%に及びます。一方で、相続税の課税対象となる方々(富裕層と呼んで差し支えないと思います)の平均的な資産構成は図2の通りです。こちらも不動産が50%を超え、預貯金は25%しかありません。

相続税は現金一括納付が原則ですが、「不動産があっても預貯金は足りない」という方が大多数であることが読み取れます。しかし、相続税対策を行うか否かで税額は数10%程度変わります。何もしないわけにはいかないでしょう。

一般的な相続税対策としては、生前贈与や貸付用不動産の購入・建築が挙げられます。しかし、生前贈与には多額の現金が必要で、貸付用不動産の購入も従来型の「空き地にアパート建築」では競争が激しく、空室リスクや家賃下落リスク、借入金返済負担等



を抱えることになり。もはや一般的な方法だけで富裕層の相続税対策は立ち行かない状況です。

これからの時代「資産を減らして相続税を減らす」対策ではなく、「資産を増やして相続税を払う」対策が必要です。

資産を減らす対策には限界がありますが、増やす対策には限界がありません。相続税の負担も増えますが、それ以上に財産も増加し、結果的に手残りは多くなります。

具体的には、預金以外の金融資産の運用や、遊休地の活用、資産の組み換え等が考えられます。遊休地であれば、事業に使うのか、売ること、そのまま貸すのか、建てて貸すのか、既に活用している資産であれば、更に収益を生む方法はないのか等、様々な観点から最良の方法を見つけていく必要があります。従来型の対策よりも「攻め」の対策と言えます。

相続対策には相続専門のアドバイザーがつくことが多いのですが、このよう

図1 日本人の保有資産の内訳

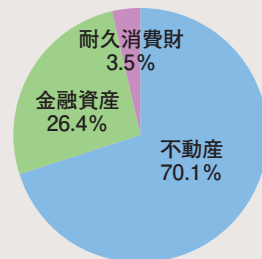
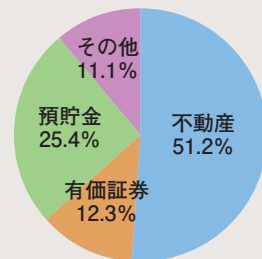


図2 相続税対象者の保有資産割合



(平成21年総務省全国消費実態調査より)

な対策をとる場合、更に精通した専門家を選ぶ必要があります。また、1人の専門家だけでは解決できないため、様々な専門家がチームを組むことが望ましいでしょう。日本SFP協会[※]には、相続に精通した多くの専門家が在籍し、複合的な目線から解決策を提案することが可能です。最近では土業にもセカンドオペニオンを利用される方が増えてきました。

「攻め」の相続対策実例といっても、ケースによって様々。完全なカスタマイズの資産活用となりますので、ご自身の資産内容やご事情にマッチする手法を検討してみることがお勧めします。相続税改正を期に、専門家チームと二人三脚で一歩踏み出してみませんか。□

むらたけんきちろう

村田顕吉朗税理士事務所所長。税理士事務所として主に相続税や地主・資産家の所得税・相続対策を担当した後、独立して現在は四谷で事務所を構え、資産家様に向けた相続対策をメインに行う。相続関連の雑誌寄稿、講演など多数。

※一般社団法人日本SFP協会 <http://sfp.or.jp/>

来たる事業承継・相続問題などに対し、土業がクライアントのために必要な資産の知識と、対策に適した大手金融・不動産を紹介することで、円滑な事業承継・相続を目指す団体。